

柏市指定給水装置工事事業者の指定取消し処分の実施 に関する要綱

制定	平成 3 0 年	8 月	1 日
施行	平成 3 1 年	1 月	1 日
施行	令和 2 年	4 月	1 日
施行	令和 5 年	1 2 月	2 6 日
施行	令和 8 年	9 月	9 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 2 5 条の 1 1 第 1 項の規定による指定の取消し及び柏市指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年柏市水道事業管理規程第 3 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定による指定の効力の停止等の処分（以下「処分」という。）に関すること、及び柏市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う指導・警告（以下「行政指導」という。）に関すること、並びにその他事務処理に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

(処分・行政指導の基準)

第 2 条 柏市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に規程違反の行為（以下「違反行為」という。）があると認められた場合における処分・行政指導は、違反点数法（管理者が指定工事事業者の違反行為を確認した場合に、違反行為の内容に応じて違反点数を加算する方法をいう。）により行うものとし、その基準は別表 1 に基づき積算し、累積点数による処分等は別表 2 のとおりとする。

- 違反行為が、別表 1 のうち 2 以上の項目に該当するときは、それぞれの違反点数を加算するものとする。
- 指定工事事業者に付与された違反点数は、処分期間満了の日の翌日から起算して 5 年を経過しなければ消滅しない。

(調査及び報告)

第3条 管理者は、指定工事事業者が法第25条の11第1項及び柏市給水装置工事施行指針への違反行為をした疑いがあると認めるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定による調査を行ったときは、調査報告書を作成するとともに、当該指定工事事業者から^{てんまつ}顛末書の提出を求めるものとする。

(指導)

第4条 管理者は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、その者に対し、当該違反行為の再発を防止するよう指導するものとする。

(警告)

第5条 管理者は、前条の指導を受けた者が更に別件の違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の再発を防止するよう警告をするものとする。

(聴聞等)

第6条 指定の取消し処分に係る聴聞の機会の付与については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び柏市行政手続条例（平成8年柏市条例第1号）並びに柏市指定給水装置工事事業者審査等委員会設置要領（平成30年柏水給第431号）の定めるところによるものとする。また、指定の効力の停止処分に係る弁明の機会の付与についても同様とする。

(処分・行政指導の通知)

第7条 管理者は、処分及び行政指導の内容を決定したときは、その者に対し、処分決定通知書（別記様式1）または行政指導決定通知書（別記様式2）により当該処分及び行政指導についての通知を行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する処分決定通知を行ったときは、速やかに規程第4条に規程する公告及び必要な広報を行うほか、関係部署等に通知するものとする。

(処分・行政指導の効果等)

第8条 第2条の処分に係り第7条の処分決定通知を受けた指定工事事業者は、当該処分期間中、本市水道事業の給水区域内におい

て新規に給水装置工事の申し込み及び施工することができない。
ただし、当該処分の期日の開始日の前において既に申し込みを承認しているものを除く。

2 前項に規定する処分期間満了の日の翌日から起算して5年間は、当該違反行為等に対する処分の適用に関し、前歴として取り扱う。行政指導についても同様に扱う。

3 指定の取消し後、2年以上経過し再び指定を受けた指定工事業者において、前歴として取り扱う期間内に再度違反行為等（処分の原因となった違反行為以外も含む）を行った場合は、処分対象とすることができる。

（国土交通大臣への報告等）

第9条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があったと認められるときは、その者に文書による注意または警告を行うほか、内容に応じて「水道法第25条の5第3項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて」（平成11年8月24日付け生衛発第1185号各都道府県知事あて厚生労働省生活衛生局水道環境部長通知）に基づき、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年9月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前の違反行為に係る指定の取消し等の処分については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条)

法	水道法施行規則	該当事由（違反行為等）	違反点数
第 25 条の 1 1 第 1 項第 1 号	—	指定の基準に適合しなくなったとき	
第 25 条の 3 第 1 項第 1 号	—	事業所ごとに主任技術者を置かないとき (他の事業者の名義を使用した場合を含む)	取消し
第 25 条の 3 第 1 項第 2 号	第 20 条第 1 項第 1 号 から第 4 号	国土交通省で定める機械器具を有しなくなったとき	取消し
第 25 条の 3 第 1 項第 3 号 イ	—	欠格要件に該当したとき 1 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの	取消し
ロ		2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	取消し
ハ		3 法に違反して、 刑の執行後又は刑を受けることがなくなった日から 2	取消し

二 ホ		年を経過しない者	
		4 指定の取消から 2 年を経過しない 者	取 消 し
		5 次に掲げる者	
		(1) 管理者に届出 をせず無断通 水，メーターの 不正使用等をし た者	8 0 点
		(2) メーターを取 り付けずに通水 をした者	8 0 点
		(3) 管理者に道路 掘削の届出をせ ずに工事を施工 した者	3 0 点
		(4) 柏市の給水装 置工事の承認を 受けないで工事 を施工した者	4 0 点から 8 0 点
		(5) 工事完成后 3 か月以内に検 査を受けない者， 若しくは完工検 査の条件を満た さない状況を作 った者	4 0 点
		(6) 施工上の安全 管理を怠り，従 業員，若しくは 公衆に死傷者を	点数協議

へ		出し又は被害を与えた者 (7) 柏市の求めに応じて相当の期間内に文書等を提出しない者，若しくは文書等を偽造した者 (8) 柏市水道事業給水条例（柏市昭和36年12月25日条例第42号）の規定に違反した者，その他業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 6 法人にあって，その役員のうち第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれかに該当する者がある者	30点から70点 点数協議 取消し
第25条の11 第1項第2号	第21条	給水装置工事主任技術者の選任届出等	
第25条の4 第1項，第2項	第1項	指定を受けた日から2週間以内に事業所	取消し

	第 2 項	ごとに，主任技術者を専任しないとき 1 選任した主任技術者が欠けたときに新たな主任技術者の選任届出を 2 週間以内に行わないとき 2 主任技術者の解任の届出を 2 週間以内に行わないとき	取消し 2 0 点
	第 3 項	主任技術者の職務の遂行に支障が生じたとき	3 0 点
第 2 5 条の 1 1 第 1 項第 3 号	—	変更の届出等	
第 2 5 条の 7	第 3 4 条， 第 3 5 条	変更の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき 1 事業所の名称及び所在地等の変更届を 3 0 日以内に行わないとき 2 氏名又は名称及び住所の変更届を 3 0 日以内に行わないとき 3 代表者及び役員の氏名変更届を 3	2 0 点 2 0 点 1 0 点

		0 日以内に行わないとき 4 事業の廃止又は休止届を30日以内に行わないとき 5 事業の再開届を10日以内に行わないとき 6 休止届後無断で事業を再開したとき 7 主任技術者の氏名又は、免状交付番号の変更届を30日以内に行わないとき 8 虚偽の届出をしたとき	10点 10点 20点 10点 取消し
第25条の11 第1項第4号 第25条の8	第36条 第1号 第2号	事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないとき 給水装置工事ごとに選任した主任技術者を指名しないとき又は名義貸しをしたとき 配水管からメーターまでの工事を施工するとき、適切に作業	40点 30点

		を行うことができる 技能を有する者を従 事させないとき	
	第 3 号	柏市の承認を受けた 工法，工期その他の 工事上の条件に適合 しない工事を施工し たとき	3 0 点
	第 5 号	次の行為を行ったと き	
	イ	1 水道法施行令第 6 条の基準及び柏 市水道事業給水条 例に適合しない給 水装置を設置した とき	5 0 点
		2 給水管を交差し て接続し，又はメ ーターを交差して 取り付けたとき	5 0 点
		3 メーターを逆に 取り付けたとき	5 0 点
		4 管理者に届け出 ずに断水工事を行 ったとき	8 0 点
		5 柏市の承認又は 検査を受けていな い給水設備に給水 管を接続したとき	5 0 点
		6 管理者が定める 給水装置工事施行 指針及び工法等に	2 0 点から 6 0 点

		ついでに指示に従わず不良な工事を行ったとき 7 検査の改善指示に従わないとき 8 切断，加工，接合等に適さない機械器具を使用したとき 次の工事内容の記録を3年間保存しないとき	60点から80点 20点から40点
	第6号	イ 1 施主の氏名又は名称 ロ 2 施行の場所 ハ 3 施行完了年月日 ニ 4 主任技術者の氏名 ホ 5 竣工図 ヘ 6 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 ト 7 構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果	20点 20点 20点 20点 20点 20点 20点
第25条の11 第1項第5号	—	給水装置工事主任技術者の立会い	
第25条の9	—	1 水道事業者の求めに対し正当な理	50点

		由なくこれに応じないとき 2 水道事業者の検査の立ち会いの求めに対し，正当な理由無く主任技術者がこれに応じないとき	80点
第25条の11 第1項第6号 第25条の10	— —	報告又は資料の提出 1 給水区域内において施行した工事に関し，指定事業者が必要な報告若しくは資料の提出をしないとき 2 虚偽の報告又は資料の提出をしたとき	30点 70点
第25条の11 第1項第7号	—	その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え，又は与えるおそれが大であるとき 1 配水施設又は給水施設を無断で操作したとき 2 その他水道事業者が著しく不都合と認める行為又は	80点 点数協議

		状 態	
第 2 5 条 の 1 1 第 1 項 第 8 号	—	不正の手段により 第 1 6 条 の 2 第 1 項 の指定を受けたとき (虚偽の申請により 指定を受けたとき)	取 消 し

備 考

- 1 処分等の決定については、柏市指定給水装置工事事業者審査等委員会の審議結果により管理者が行う。
- 2 原則として、指導、警告を受けても違反行為（同一の違反行為以外も含む）を行う指定工事事業者に指定の停止、指定の取消しを行うものとする。ただし、当該違反行為等について悪質と認められるとき、その程度が甚だしいとき、その結果の及ぼした社会的影響が大きいとき、水道事業の信用を著しく損ねたと認められるとき、又は指定の基準に適合しなくなったときは、この限りではない。

別表 2 （第 2 条）

累 積 違 反 点 数	処 分 等 の 内 容
違反点数 4 0 点以上 5 9 点以下	指定停止 1 か月
違反点数 6 0 点以上 6 9 点以下	指定停止 2 か月
違反点数 7 0 点以上 7 9 点以下	指定停止 3 か月
違反点数 8 0 点以上 9 9 点以下	指定停止 6 か月
違反点数 1 0 0 点以上	指定取消し

(別記様式 1)

柏上給第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 様

柏市上下水道事業管理者 〇 〇 〇 〇

処分決定通知書

柏市指定給水装置工事事業者の指定取消し処分の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき下記のとおり処分を決定したので通知します。

記

1 処分の内容

2 処分の理由

3 その他

要綱第 8 条第 2 項の規定により，この処分の日の翌日から起算して 5 年間は違反行為等に対する処分等の適用に関して，本件を前歴として取り扱うものとする。

この決定に不服がある場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内に柏市上下水道事業管理者に対し，審査請求する事ができます。また，この決定があったことを知った日の翌日から起算して 180 日以内に柏市上下水道局を被告として（柏市上下水道事業管理者が被告の代表となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(別記様式2)

柏上給第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 様

柏市上下水道事業管理者 〇 〇 〇 〇

行政指導決定通知書

柏市指定給水装置工事事業者の指定取消し処分の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき下記のとおり行政指導を決定したので通知します。

記

1 行政指導の内容

2 行政指導の理由

3 その他

要綱第8条第2項の規定により，この行政指導の日の翌日から起算して5年間は違反行為等に対する処分等の適用に関して，本件を前歴として取り扱うものとする。

前歴として取り扱う期間内に再度違反行為等を行った場合，指定の停止，指定の取消しとなる可能性があるので十分注意すること。